

議案第 4 5 号

上越市川上笑学館条例の廃止について

上越市川上笑学館条例を廃止する条例を次のように制定する。

令和 7 年 2 月 2 8 日提出

上越市長 中 川 幹 太

上越市川上笑学館条例を廃止する条例

上越市川上笑学館条例（平成 1 6 年上越市条例第 6 8 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。